

豊里線及び米飯線に係る次期運行事業候補者特定の経緯並びに運行計画について

デマンド型交通豊里線及び米飯線については、旭川市地域公共交通会議が旭川市生活交通路線として認めた路線であり、旭川市地域公共交通計画に位置付けられた郊外路線として各事業者が運行を行ってきたが、令和 8 年 9 月末で運行期間が満了となる。

今回、プロポーザル審査会において令和 8 年 10 月以降の次期運行事業候補者を特定したことから、あらためて、旭川市生活交通路線として旭川市地域公共交通会議の承認を得るものである。

（豊里線の運行趣旨）

令和 3 年に廃止した路線バス芦旭線の代替交通として、神居町豊里地区及び西丘地区と、神居中心部及び旭川駅周辺を結ぶ移動手段を確保するためデマンド型交通を運行する。

（米飯線の運行趣旨）

旭川市生活交通確保維持改善計画に基づき、東旭川駅周辺と東旭川町の交通不便地域（北海道運輸局長から指定）の移動手段を確保するためデマンド型交通を運行する。

2 次期運行事業候補者特定の経緯

令和 8 年 4 月 28 日：公募型プロポーザル審査会の設置

令和 8 年 6 月 4 日：公募型プロポーザル審査会の開催

令和 8 年 6 月 8 日：公募開始

令和 8 年 7 月 6 日：公募型プロポーザル審査会の開催（次期運行事業候補者の特定）

特定された次期運行事業候補者

（豊里線）旭川電気軌道株式会社 （米飯線）旭川中央交通株式会社

3 各路線の運行計画について

（資料 1－2、資料 1－3 のとおり）

4 その他

運賃を見直す場合、旭川市地域公共交通会議では決定が不可となるため、道路運送法第 9 条第 4 項に掲げる者で構成される別の会議体にて運賃を決定する。